

第 2 次草津市障害者計画の事業実績
および
第 3 次草津市障害者計画の事業計画
について

【評価ならびに方向性の考え方について】

評価に関しては自己評価は4段階での評価を行っています。評価基準については以下のとおりです。
また、事業の方向性については下記の4段階で記載をしています。

【4段階評価】

A	計画目標を上回った	(基準) 計画を充実させて実施した、目標を上回る成果があった
B	計画目標を達成した	(基準) ほぼ計画どおり実施した、目標どおりの成果があった
C	計画目標を一部達成した	(基準) 計画の一部を実施した、成果が目標まで達しなかった
D	計画目標を達成していない	(基準) 計画を全く実施できなかった、成果が全く得られなかった

【事業の方向性】

継続	計画目標を達成するためには継続して事業を推進することが必要であるため、次年度以降も継続して事業を行う。
拡大	計画目標の達成のため、あるいは制度改正に伴い、次年度以降は事業の拡大を行う。
廃止	計画目標を達成した、あるいは制度改正に伴い事業の必要性がなくなったため、次年度以降は事業を廃止する。
縮小	計画目標を一部達成した、あるいは制度改正に伴い、次年度以降は事業を縮小する。

目標1 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

第2次

施策	達成目標	成果指標			成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	評価
施策1	障害と障害のある人への理解の促進 誰もが互いにその人らしさを大切にしよう地域社会となっている。	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（%）	20	29	36	17.9	19.6	18.2	17.8	15.3	15.9	C
施策2	権利擁護と虐待の防止 障害のある人の権利を守る仕組みがより周知されている。	成年後見制度利用に係る相談人数（人）	28	31	34	27	27	23	23	20	30	B

第3次

目標1	成果目標	指標	成果指標			
			期首値	期中目標値	期末目標値	
			(R. 5)	(R. 8)	(R. 11)	
すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる	障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進	障害のある人が尊厳を持って安心して生活できるよう、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組み等を行い障害のある人もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（%）	15	21	27

第2次

施策	主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定	令和5年度実績	評価
施策1	障害者福祉推進事務 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 ・障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を促進するとともに、既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めました。 ・聴覚障害者の理解を深めるために、動画掲載を行った他、視覚障害者への理解を深めるため、インタビュー記事を掲載し啓発を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。 ・障害者差別解消法の浸透を図り、地域協議会の設置に向けた検討も行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めました。 ・市ホームページにおいても、合理的配慮の提供や共生社会ステッカー等の市や滋賀県の事業の周知に努めました。 	B
施策2	障害者虐待防止対策支援事業 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付け、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・障害者虐待防止法の周知啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付け、滋賀県と共に立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行いました。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得て、支援体制の専門性の強化を図りました。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の準備を行いました。 ・基幹相談支援コーディネーターと連携し、虐待対応を行いました。また、令和4年度から障害者虐待防止の更なる推進について、事業所の運営規程に義務化となった内容を盛り込むよう案内をして、周知を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・基幹相談支援コーディネーターと連携し、虐待対応を行うとともに、事業所への虐待防止の更なる推進のため、障害者虐待対応マニュアル内容を広報し、障害者虐待防止法の周知啓発、虐待の未然防止および早期発見を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付け、滋賀県と共に立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行いました。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得て、支援体制の専門性の強化を図りました。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の準備を行いました。 ・基幹相談支援センターと連携し、虐待対応を行いました。また、虐待防止センターとして、虐待防止研修を実施し、周知啓発活動を行いました。 	B

第3次

施策	主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
施策1	障害者福祉推進事務 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、すべての市民、民間事業者に対して、障害のある人に対する差別を禁止し、合理的配慮の提供の拡充に努めます。 ・障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 ・障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、また、差別による相談、紛争の解決の取り組みを進めるため既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて協議を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の掲載や出前講座を実施し、合理的配慮の提供について、普及と理解促進を行います。 ・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。 ・障害者差別解消法の浸透を図り、地域協議会の設置に向けた検討も行います。 	継続
施策2	障害者虐待防止対策支援事業 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターにおいて、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、障害者虐待対応マニュアルに基づき、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・障害者虐待防止法の周知啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の通報を随時受け付け、速やかに事実調査や対応方法の検討を行います。必要に応じて、一時保護や立入検査を実施し、障害のある方の安全を守ります。 ・障害者虐待防止法の周知啓発について、基幹相談支援センターと協働で研修会を実施し、虐待防止を地域で行える体制を整備します。 	継続

目標2 いのちと健康を守ることができる

第2次

施策	達成目標	指標	成果指標			成果指標							
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	評価	
施策3	疾病等の予防と早期発見・早期対応	発達に支援が必要な子どもに、早期・確実に適切な対応がされる。	乳幼児健診後のフォローの場である親子教室への参加人数(人)	74	77	81	73	58	49	73	68	70	B
施策4	精神保健福祉対策の強化	こころの健康についての相談が、安心して気軽にできる。	精神障害者サロンの利用者数(人)	400	450	500	358	359	138	215	250	196	C
			※上段は障害者福祉センター、下段は精神障害者地域生活支援センター「風」	600	650	700	494	428	231	347	343	386	
施策5	保健・医療の充実	障害のある人が、必要な医療を受けることができる。	自立支援医療の受給者数(人)	252	265	278	394	440	374	430	374	408	A
			※上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療	89	92	95	83	65	58	68	65	41	
				3,100	3,460	3,820	1,924	2,154	2,133	2,341	2,364	2,540	

第3次

目標2	成果目標	成果指標	指標	成果指標		
				期首値	期中目標値	期末目標値
				(R. 5)	(R. 8)	(R. 11)
いのちと健康を守ることができる	精神障害者の自立に向けた取組の推進	障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加(就労など)、普及啓発(教育など)等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組み、保健・医療・福祉等の連携による支援体制を充実し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	精神障害者サロン利用者数(人)	593	700	800

第2次

施策	主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定	令和5年度実績	評価
施策4	障害者福祉センター管理運営事業 【精神サロン分】 湖南地域地域活動支援センター事業 【精神サロン分】 【障害福祉課】	精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	障害者福祉センターと精神障害者地域生活支援センター「風」の2箇所において、コロナ禍でもあることから、飲食や集団を避けられないようなプログラムは中止としながら、感染症対策を十分に行いサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進しました。	精神障害のある人を対象とするサロン事業について、利用者のニーズや、利用のしやすさ等を考慮したサロンの在り方について検討をしながら、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	受託事業所が、利用者ニーズを把握しながら参加プログラムを構成する柔軟さや利用手続きの簡易さ、また、感染症対策等を考慮するなど、事業運営における創意工夫を実施されていることから、利用者数は昨年度より増加しており、コロナ禍前の利用状況まで戻りつつあります。	B

第3次

施策	主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
施策4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業 【障害福祉課】	精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう医療・保健・福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われ、地域移行後の日常生活が安定して送れるための支援体制の構築に努めます。	基幹相談支援センターや保健所、相談支援事業所等と連携・協働しながら、協議の場を設け、精神障害者支援における市域および圏域の課題を整理するとともに、課題解決のための取り組みを具体化してまいります。	継続
施策4	障害者福祉センター管理運営事業 【精神サロン分】 湖南地域地域活動支援センター事業 【精神サロン分】 【障害福祉課】	・精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	精神障害のある人を対象とするサロン事業について、利用者のニーズや、利用のしやすさ等を考慮したサロンの在り方について検討をしながら、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	継続

目標3 安心して日常生活がおくれる

第2次

施策	達成目標	指標	成果指標			成果指標							
			期首値 (H.29)	期中目標 (R.2)	期末目標 (R.5)	実績							
			(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	評価				
施策6	相談体制の強化 ＜重点的取組＞ 基幹相談支援センターの設置	身近にどんなことも相談できるところがある。	障害者相談支援事業の相談件数（件）	37,770	38,914	40,092	33,785	31,367	29,530	27,820	4,572 (24,499) ※（）内、 従来の集計 によるもの	7,070 ※業務の一部 が民間に 移管された ことにより （）内集計 不可	B
施策7	日常生活支援の充実 ＜重点的取組＞ 生活介護のサービス量の確保	障害福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。	サービス等利用計画（セルフプランを含む。）の作成件数（件）	835	955	1,075	863	922	960	1,024	1,138	1,125	A
施策8	住まいの確保 ＜重点的取組＞ グループホームの整備等の促進	地域で安心して住み続けられる住まいが得られる。	グループホームの利用者数（人）	82	95	110	78	86	81	107	128	137	A
施策9	家族等への支援の充実	障害のある人とともに暮らす家族が安心して生活できる。	日中一時支援事業の利用者数（人）	130	136	142	163	160	170	185	188	211	A
施策10	経済的負担の軽減	障害のある人の経済的負担を軽減する制度がより周知されている。	特別障害者手当等の受給者数（人）	174	184	193	190	201	210	221	243	276	A
施策11	制度の維持と適正運用	誰もが必要な障害福祉サービスを適切に利用できる。	特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できない人の数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B

第3次

目標3	成果目標	指標	成果指標			
			期首値 (R.5)	期中目標値 (R.8)	期末目標値 (R.11)	
安心して日常生活がおくれる	地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実	障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化等に取り組み、多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。	「福祉の総合的な相談・支援の充実」の満足度（市民意識調査）（％）	18	24	30

第2次

施策	主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定	令和5年度実績	評価
施策6	障害者福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行いました。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行いました。	B

第3次

施策	主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
施策6	地域生活支援拠点等の整備・充実事業 【障害福祉課】	障害のある人や難聴患者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化を湖南福祉圏域4市で図ります。また、自立支援協議会を活用し、拠点等の運営や活動の対する評価を行います。	地域生活支援拠点等の整備に向けて短期入所事業所を中心とした事業所登録を上半期中に実施し、緊急時の受け入れ・対応にかかる機能を整えます。 また、下半期には、地域生活支援拠点等にかかるプロジェクト会議（湖南4市および事業所等）や自立支援協議会等を活用しながら、体制整備した機能について実施状況を評価検証するとともに、地域課題の抽出および対応策の検討を行います。	継続
施策6	障害者福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	継続
施策6	福祉の総合窓口事業 【人とくらしのサポートセンター】	多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。	生活困窮者だけでなく多様で複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	継続

目標4 とともに育ち、学び、遊び、輝ける

第2次

施策	達成目標	指標	成果指標			成果指標実績							
			期首値 (H. 29)	期中目標 (R. 2)	期末目標 (R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	評価	
施策12	発達支援の充実 ＜重点的取組＞ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実	発達に支援が必要な子どもが、成長に応じて切れ目のない支援を受けることができる。	発達支援に係る相談件数（件）	1,223	1,337	1,463	1,069	1,324	1,353	1,199	1,378	1,346	B
施策13	就学前教育・保育の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けている。	保育所等訪問支援の利用者数（人）	19	22	25	15	20	19	33	41	46	A
施策14	学校教育の充実	特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を受けられる。	特別な支援を必要とする子どもの個別の支援計画作成率（特別支援教育体制整備状況調査）（％）	89.7	90	91	91.7	84	73	82	88	89	B
施策15	放課後児童対策の充実	障害のある子どもに、療育的支援を伴った、放課後等の生活と活動の場がある。	放課後等デイサービスの利用者数（人）	233	365	497	268	297	365	408	440	475	B
施策16	文化・スポーツ活動等の促進	日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。	障害者福祉センターで開催する「教養文化講座」への参加者数（人）	2,402	2,780	3,217	1,883	1,623	1,068	1,382	1,682	1,825	C
施策17	就労支援と雇用環境整備の促進	いろんな「働きたい」に応える、様々な「働く場」がある。	一般就労した障害のある人の数（人）	16	14	19	12	17	15	24	22	25	B
			※上段は福祉施設から一般就労した者の数、下段は湖南地域障害者働き・暮らし支援センターの支援により一般就労した者の数	35	38	41	38	39	34	25	33	29	

第3次

目標4	成果目標	指標	成果指標			
			期首値 (R. 5)	期中目標値 (R. 8)	期末目標値 (R. 11)	
とともに育ち、学び、遊び、輝ける	医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実	医療的ケアの必要な子どもと家族に対して、医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と連携しながら早期からの相談支援に取り組み、子どもの発達支援や保護者の子育て支援の充実を図ります。	医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数（人）	33	38	44

第2次

施策	主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定	令和5年度実績	評価
施策12	発達支援センター運営事業 【発達支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。 医療的ケアの必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組むとともに、新たに学齢期の発達心理相談員を増員し、体制の充実を図りました。 相談件数 1,378件 医療的ケア児等の支援にかかるコーディネーターを配置して支援体制の充実を図るとともに、コーディネーターの役割や早期療育へのつなぎについて関係機関と協議するため、実務者会議を開催しました。 実務者会議 年1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関とともに医療的ケア児と家族の地域生活にかかる課題や支援について協議を行います。 医療的ケア児支援にかかる協議 年2回開催 実務者会議 年1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みました。 相談件数 1,346件 医療的ケア児と家族の地域生活の課題等を協議する場において、医療的ケア児等コーディネーターの活動報告や医療的ケア児等の支援ガイドブック案について協議しました。 医療的ケア児支援にかかる協議 年1回開催 実務者会議 年1回開催 	B

第3次

施策	主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
施策12	発達支援センター運営事業 【発達支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。 医療的ケアの必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を行うとともに、医療的ケア児と家族の地域生活の現状や課題等について関係機関で協議する会議や実務者会議を開催します。 医療的ケア児支援にかかる協議 年1回開催 実務者会議 年1回開催 	継続

目標5 地域共生社会づくりが進んでいる (第3次：暮らしやすい社会づくりが進んでいる)

第2次

施策	達成目標	指標	成果指標			成果指標							
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	評価	
施策18	情報受信の充実	多様な媒体・伝達手段が充実し、公的サービス等の情報が幅広く受信できる。	障害福祉に関する情報の「広報くさつ(年2回発行)」への掲載回数(回)	13	14	15	13	14	14	12	16	18	A
施策19	地域福祉活動の促進	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数(件)	677	761	854	702	715	696	727	684	676	C
施策20	バリアフリー化の推進と移動の確保	行きたいところに安全かつスムーズに移動できる。	バリアのないまちづくりの満足度(市民意識調査)(%)	20	26	32	16.7	18	16.8	32.4	31.3	31.7	B

第3次

目標5	成果目標		指標	成果指標		
				期首値	期中目標値	期末目標値
				(R. 5)	(R. 8)	(R. 11)
暮らしやすい社会づくりが進んでいる	防災等における支援体制の構築実	地域の人たちと障害のある人、福祉関係者、行政などが連携を深め、万が一に備えた取り組みを進め、避難行動要支援者の命と暮らしを守る取り組みを進めます。 また、障害特性に応じた情報伝達手段の充実に取り組みます。	避難行動要支援者名簿の登録者数(障害のある人分)(人)	684	733	782

第2次

施策	主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定	令和5年度実績	評価
施策19	障害福祉推進事務 〔災害時要援護者登録制度分〕 防災対策事業 (障害福祉課) (危機管理課) 【健康福祉政策課】	災害時要援護者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。	災害時要援護者登録制度への登録を推奨するためにパンフレット等を用いて周知を行いました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し有事に備えるための防災対策に取り組みました。	災害時要援護者登録制度への登録を引き続き推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。	避難行動要支援者登録制度(災害時要援護者登録制度)への登録を推奨するために、広くさつ等で周知を行うとともに、新規対象者に案内文と合わせて申請書と返信用封筒を郵送し、直接市へ提出できるよう申請者の負担軽減を図りました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し、有事に備えるための防災対策に取り組みました。	B
施策19	防犯対策事業 自主防災組織育成事業 【危機管理課】	自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業への支援を行った結果、組織の育成強化が図れ、共助の促進につながりました。 ・運営事業補助 19千円(144組織) ・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助(76組織2,263千円) ・ホース購入補助 事業費の1/2補助(30組織3,629千円) ※補助額に上限あり	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。 ・運営事業補助 19千円(組織あたり) ・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助 ※補助額に上限あり	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業への支援を行った結果、組織の育成強化が図れ、共助の促進につながりました。 ・運営事業補助 19千円(144組織) ・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助(83組織3,436千円) ※補助額に上限あり	B

第3次

施策	主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
施策19	障害福祉推進事務 〔避難行動要支援者登録制度分〕 防災対策事業 (障害福祉課) (危機管理課) 【健康福祉政策課】	・避難行動要支援者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。 ・避難行動要支援者について、「誰が避難をサポートするか」、「どこに避難するか」、「いつ避難するか」等を決めた個別避難計画の作成を進めます。	・避難行動要支援者登録制度への登録推奨について、令和6年度は新規対象者だけでなく、80歳以上の未登録対象者にも案内文等を郵送し周知するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。また、登録申請様式の見直しと電子申請の導入を行います。 ・災害リスクの高い方や医療的ケアが必要な方、重度心身障害者の方など優先度の高い避難行動要支援者を市において選定し、個別避難計画の作成に取り組みます。	継続
施策19	防犯対策事業 自主防災組織育成事業 【危機管理課】	自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。 令和6年度からの5年間は、能登半島地震を踏まえ、補助率を1/3から1/2に、上限額を10万円から20万円に拡充します。 ・運営事業補助 19千円(組織あたり) ・防災備品等購入事業補助 事業費の1/2補助 ※補助額に上限あり	継続